

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5杉選第346号
					議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和6年第24回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和6年7月10日(水)		午前10時00分から 午前10時30分まで		
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、高野法規担当係長			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	報告事項 24-1	東京都知事選挙の選挙結果について			了承
	報告事項 24-2	期日前投票管理者職務代理者及び期日前投票立会人の変更に伴う追加選任について			了承
	報告事項 24-3	投票管理者及び投票立会人の変更に伴う追加選任について			了承
	報告事項 24-4	選挙人名簿登録者の抹消について			了承
	報告事項 24-5	8月・9月の日程			了承
委員長	これから令和6年第24回の定例会を開催します。				
	<東京都知事選挙の選挙結果について>				
委員長	報告事項24-1について事務局から説明をお願いします。				
局長	東京都知事選挙の選挙結果についてです。投票所別順投票者数ですが、第1投票区から67投票区までの男女別の当日有権者数、男女別投票者数及び男女別投票率の数値が反映されているものです。2枚目が投票率の高い投票区を順番に標記したものになります。次に東京都知事選挙結果報告書ですが、各候補者の得票順に並べたものになります。なお、開票の集計システムでは上位30人までしか出せないで、31人以降については手作業で作成したものを載せております。最後に東京都全体の東京都知事選挙候補者別得票数一覧で区市町村毎の各候補者の得票数の一覧となっています。説明は以上です。				
委員長	報告事項24-1について質問はありませんか。				
与島委員	67投票区のグランドメゾン杉並シーズンの当日有権者数が少ないので、近くの投票所と併合してはどうですか。				
局長	近くの投票所と併合ですが、併合先は八成小学校となります。八成小学校とグランドメゾン杉並シーズンの当日有権者数の合算は、11,000人を超える				

	数となり、投票事務に支障となる可能性があります。また、過去、グランドメゾン杉並シーズンに投票所を設けた経緯は、八成小学校の当日有権者数が10,000人を超えたことが原因と聞いており、当時の選挙管理委員会決定でグランドメゾン杉並シーズンに投票所を設けたと聞いております。
委員長	ほかに何か質問はありませんか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<期日前投票管理者職務代理者及び期日前投票立会人の変更に伴う追加選任について>
委員長	報告事項24-2について事務局から説明をお願いします。
局長	期日前投票管理者職務代理者及び期日前投票立会人の変更に伴う追加選任について説明します。過日、決定いただきました期日前投票管理者職務代理者及び期日前投票立会人について変更が発生しました。本来、議案として本委員会に諮るところですが、既に7月5日に告示をしておりますので報告事項として説明します。根拠法令は公職選挙法第38条第1項、第4項（法第48条の2第5項読み替え）、同法施行令第25条（同法施行令第49条の7読み替え）です。期日前投票管理者職務代理者ですが、7月5日の久我山会館の職務代理者を記載のとおり変更いたしました。次に期日前投票立会人ですが7月6日の西荻地域区民センターの立会人を記載にとおり変更しました。説明は以上です。
委員長	報告事項24-2について、質問はありますか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<投票管理者及び投票立会人の変更に伴う追加選任について>
委員長	報告事項24-3について事務局から説明をお願いします。
局長	投票管理者及び投票立会人の変更に伴う追加選任について説明します。過日、決定いただきました投票管理者及び投票立会人について変更が発生しましたので報告するものです。本案件も議案として本委員会に諮るところですが、既に7月6日に告示をしておりますので報告事項として説明します。根拠法令は公職選挙法第37条第2項、同法第38条第1項、同法施行令第25条です。投票管理者及び投票立会人の変更は共に第33投票区投票投所で記載のとおりです。説明は以上です。
委員長	報告事項24-3について、質問はありますか。
職務代理	投票立会人が投票管理者になり、新たに投票立会人を選任したということですか。
局長	その通りです。
委員長	ほかに質問はないですか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<選挙人名簿登録者の抹消について>
委員長	報告事項24-4について事務局から説明をお願いします。
局長	選挙人名簿登録者の抹消について説明します。本案件も議案として本委員会に諮るところですが、既に7月7日に告示をしておりますので報告事項として説明します。根拠法令は公職選挙法第28条で、抹消の事由は同法第4号の誤載者です。第4号に該当するに至った場合は、同法の規定により選挙

	人名簿から抹消するとともに告示しなければならないので、7月7日に告示を行いました。説明は以上です。
委員長	報告事項24-4について、何か質問はありませんか。
職務代理	7月7日に選挙人名簿登録者抹消の告示を行ったということですが、その方は選挙のお知らせは送付済ということですか。
局長	その通りです。6月19日の選挙時登録の際には遡り等の情報がなかったので選挙のお知らせを送付しております。その後、住基ネット等で他の自治体から遡りの転入や転出があると誤載者として抹消するケースが出てきます。
職務代理	選挙のお知らせが送付されていることで、期日前投票を済ませている選挙人もいると思われませんが、少なくとも二重投票は避けられているのですね。
局長	その通りです。二重投票はできないようになっております。
委員長	ほかに質問はありませんか。無いようでしたら了承でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜8月・9月の日程＞
委員長	報告事項24-5について事務局から説明をお願いします。
局長	8月・9月の日程について説明します。8月の定例会は21日の1回のみで16時からとなっています。9月は2日に定例会があり、終了後、第2回の明るい選挙推進協議会があります。10日は13時から本会議がありますので11時からの定例会となります。18日は10時からの定例会の後、11時からポスターコンクール二次審査があります。25日は9時から定例会を行い、10時から総務財政委員会に私（局長）が出席します。説明は以上です。
委員長	報告事項24-5について、何か質問はありませんか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	令和6年第24回選挙管理委員会定例会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第24回定例会 令和6年7月10日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。